

報道発表資料

令和4年3月3日
独立行政法人国民生活センター

ロマンス投資詐欺が増加しています！
—その出会い、仕組みれていませんか？—

国民生活センター越境消費者センター（CCJ¹）では、2021年2月に、出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺について注意喚起²を行いました。その後も、「出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会い、恋愛感情を持った相手から、実態のわからない投資等の海外サイトを紹介³され投資したが、出金できなくなった」等の相談が多数寄せられています⁴（図1）。また、2020年度と2021年度を比較すると、契約当事者のうち女性が占める割合が増加しています（図2）。決済手段別にみると、暗号資産（仮想通貨）や銀行振り込みが用いられるケースが多く見られます（図3）。

このトラブルでは、投資等のサイトを運営する事業者の実態がつかめず、被害回復は困難です。このため、改めてトラブルの未然防止、拡大防止の観点から消費者に注意を呼び掛けると共に、関係機関へ情報提供を行います。

図1 CCJにみる、出会い系サイトや
マッチングアプリ等に関する
年度別相談件数

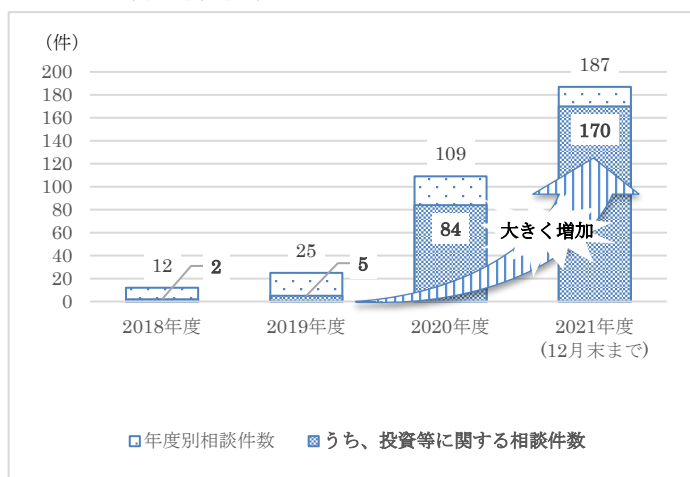
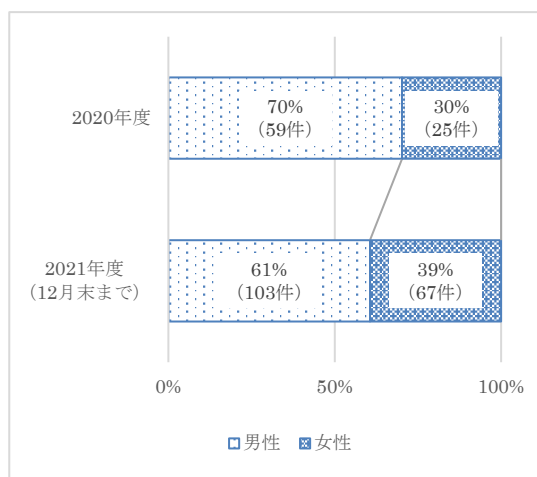


図2 CCJにみる、出会い系サイトや
マッチングアプリ等をきっかけとした
投資等に関する相談における、相談者の男女別割合



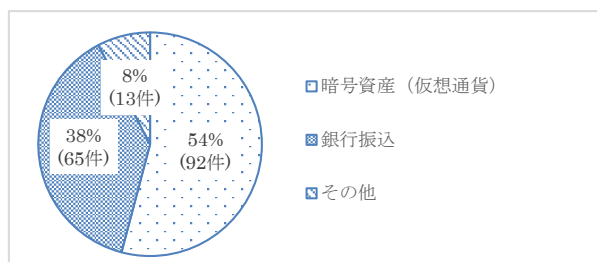
¹ Cross-border Consumer center Japan の略。

² 「出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意を一恋話（コイバナ）がいつの間にかもうけ話にー」 https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_1.html

³ 「詐欺的な投資勧誘トラブル」 https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/toushi.html

⁴ 本資料の相談は、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）で2018年4月1日から2021年12月31日までに受け付けた相談。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を受け、2020年4月10日～6月1日まで新規相談受付を停止した。

図3 CCJにみる、出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとした投資等に関する相談における、決済手段別割合（2021年4月1日～12月31日受付分）



1. 主な相談事例（（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】投資金を個人名義の銀行口座に振り込み、利益を出金しようとする、所得税を支払うように要求された

マッチングアプリで連絡を取り始めた男性から、暗号資産（仮想通貨）取引でもうけさせてあげると誘われ、指示された英語表記の投資サイトに口座を作った。やり取りは無料会話アプリで行った。初めは、少額を入れると利益が出て、銀行口座に引き出せた。このためさらに、消費者金融から投資金を借り入れ、複数回に分けて毎回別の個人名義の銀行口座に投資金を振り込んだ。取引後、利益を投資サイトの口座から自分の銀行口座に振り込もうとすると、サイトで得た利益約1400万円相当に対し19%の個人所得税を送金するよう投資サイトから連絡があった。期限内に納付しない場合、毎日、滞納金が追加されるとも連絡があった。

（2021年11月受付 20歳代 女性）

【事例2】投資金を出金するための手数料等を支払ったが出金できない

マッチングアプリで知り合った自称シンガポール人女性と、無料会話アプリでやり取りしていると、ニューヨークの取引所だというアプリで投資をするように勧誘された。暗号資産で20万円取引したところ、利益が出てアプリの口座から出金できた。その後も、女性からの勧めで投資した。アプリから資金を国内暗号資産交換業者に送付しようとしたところ、アプリの運営事業者から「マネーロンダリングの嫌疑があるため、納入保証金を支払う必要がある」と連絡があった。さらに「マネーロンダリングに使われたため口座が凍結された。口座の凍結解除金が必要」「所得税」「手数料」などさまざまな名目で、次々に、合計約4000万円を請求され、一部支払ったが、結局出金できなかった。また、「払わなければ法的責任を追及される」等とも言われた。女性とは音信不通になり、アプリにもログインできなくなった。

（2021年10月受付 30歳代 男性）

【事例3】2人の将来のためと勧誘され投資したが、出金しようとする保証金を要求された

マッチングアプリで自称韓国人経営者、ファッションブランドでVIP待遇を受けているという男性と出会った。男性がアプリを退会し、無料会話アプリでやり取りする中で、「Baby」「妻」と呼ばれるようになった。将来のため、紹介する投資サイトで投資するよう何日か説得され続け、断り切れず投資した。少額を投資したところ利益が出て出金できた。元金が多ければもうけも多いと説得され、銀行や消費者金融から借り入れて、合計約500万円投資した。出金しよう

としたところ、利益を含めた総資産の15%（180万円）を保証金としてさらに支払う必要があると言われたため、50万円をさらに借り入れた。残りの130万円についてマッチング相手に相談していたところ、連絡が途絶えた。

（2021年11月受付 30歳代 女性）

2. 相談事例から見えるトラブルの特徴、手口

ロマンス投資詐欺では、①～⑧の流れで財産的な被害が発生します。いずれかのタイミングで怪しいと思ったら、次のステップに進まず、早い段階で、消費者ホットライン：「188（いやや!）」番など周囲に相談しましょう。

出会い

①出会い系サイトやマッチングアプリ等でマッチングが成立。

- ・サイトやアプリを運営する事業者は海外法人、日本法人いずれのケースもある。
- ・マッチングの相手は外国人を名乗っている場合もある。

勧誘

②実際に会う前に、出会い系サイトやマッチングアプリ等以外でのサービスでやり取りしないかと持ち掛けられる。

- ・サイトやアプリの利用規約において、外部サイト・外部サービスへ誘導する行為を禁じている場合がある。

③マッチングの相手から、投資サイトを案内され、投資を勧められる。

- ・サイトには事業者情報や利用規約の表示がない場合がある。
- ・金融商品取引法⁵、資金決済法⁶に基づく登録を行っていないことが多い。

投資

④マッチングの相手から、投資用資金の送金を指示される。

- ・指定された送金先が個人口座であり、送金先が投資サイトなのかどうか不明な場合も多い。

⑤初めは少額からの投資を勧められ、投資サイト上では利益が出る。

⑥マッチングの相手から、さらに高額な投資をするよう勧められ、送金する。

⑦出金しようとする、さまざまな名目で送金を要求され、結局出金できない。

⑧マッチングの相手、投資サイト運営事業者と連絡がとれなくなり、返金されない。

- ・投資サイトが閲覧できなくなることもある。

注意

アプリの
ルールを
確認して！

危険

このような
手口で
勧誘
されたら
投資
しないで！

⁵ 海外に所在する事業者であったとしても、日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、金融商品取引業の登録が必要（金融商品取引法第29条）。契約先となる事業者が金融庁への登録を行っているかは、金融庁のウェブサイト「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認することができる（<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>）。

⁶ 契約の対象が暗号資産の取引に当たる場合は、海外に拠点を置く暗号資産交換業者であっても、日本国内で暗号資産交換業を行う場合や暗号資産交換業にかかる取引の勧誘を行う場合には、金融庁・財務局への登録が義務付けられている（資金決済法第63条の22）。「暗号資産交換業者登録一覧」は、金融庁ウェブサイト「暗号資産の利用者のみなさまへ」の内、「暗号資産交換業者登録一覧 <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo/j/kasoutuka.pdf>」に記載。

3. 相談事例から見た問題点とアドバイス

(1) 出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会った相手の指示で投資するのはやめましょう

事例のように、出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った相手から紹介された投資サイトでは、運営会社や投資の運用の実態が確認できないことが多く、その資金を取り戻すことは極めて困難となります。

マッチング相手からの指示通り投資してみたところ、初回の少額投資の利益は引き出したため、信頼してさらに投資額を増やしてしまったが、高額を投資したところで出金できなくなったというケースが見られます(事例1～3)。最初は出金できたとしても、さらなる投資を呼び込むための手口の一つの可能性があります。

投資したところ、出金するためには税金や手数料などの支払いが必要などとしてさまざまな名目で振り込みを要求され(事例1～3)、請求通り支払っても結局出金できなかったケースも見られます(事例2)。

投資金の送金方法については、暗号資産での送金を指定されるケースや、金融機関への振り込みを指定されるケースがあります。金融機関への振り込みの場合は、振込先として金融機関の個人名義の口座を指定されるなど、資金の流れが不透明なケースが見られます(事例1)。

このような手口で投資サイトを紹介された場合は、ロマンス投資詐欺と考えられます。投資をすることはやめましょう。

(2) 出会い系サイトやマッチングアプリ等は、ルールに従って利用しましょう

マッチングが成立した相手が、出会い系サイトやマッチングアプリ等の運営事業者が実施している本人確認のチェックをすり抜け、偽りの情報でサイトやアプリを利用していると思われるケースが見られます。外国人を名乗り(事例2、3)、甘い言葉での勧誘も見られます(事例3)。

また、マッチング後、外部サイト・外部サービスでのやり取りに誘導され、そこで投資の勧誘をされるパターンが見られます(事例1～3)。出会い系サイトやマッチングアプリ等の利用規約では物やサービスの勧誘行為を禁止している場合があり、これらの運営事業者の中には、ユーザー間のやり取りをモニタリングする等してトラブルの未然防止に取り組んでいる事業者もありますが、外部のサービス上でのやり取りには、モニタリング機能が働きません。

さらに、マッチングの相手はサイトやアプリから退会しているために、サイトやアプリ運営会社を通じて相手と連絡をとることもできず、個別の連絡先にも応答されなくなり、事情を説明することも困難となるケースが見られます(事例2、3)。

サイトやアプリの利用規約では、外部サイト・外部サービスへ誘導する行為を禁じている場合があります。事前に規約や注意事項をよく読み、違反する行為や疑わしい行為を持ち掛ける相手とはやり取りを行わないようにしましょう。また自身も違反行為をしないようにするだけでなく、そうした行為を受けたことをサイトやアプリ運営会社に報告しましょう。

(3) トラブルに遭ってしまったら

1) もしトラブルに遭ってしまった場合や不安に思うことがある場合は、すぐに居住地の消

費生活センター等に相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）でも相談を受け付けていますので、ご利用ください。

*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*国民生活センター越境消費者センター（CCJ）

ご相談はウェブフォームで受け付けています。（<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>）

2) マッチング相手から悪質な行為を受けた場合は、出会い系サイトやマッチングアプリ運営会社に報告しましょう。情報を提供することで、同種トラブルの拡大防止に役立つ可能性があります。

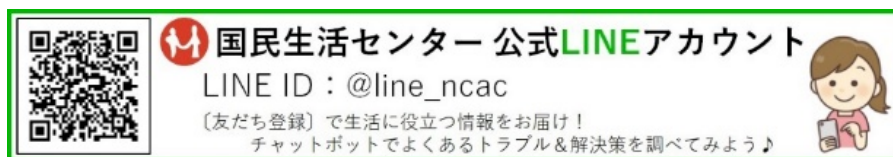
3) 投資資金を国内の預金口座等へ振り込んだ場合、振り込め詐欺救済法に基づく届け出を行うことも考えられます。振込先の金融機関にも問い合わせを行きましょう。

4. 情報提供先

本報道発表資料を、以下に情報提供しました。

- ・消費者庁（法人番号5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号2000012010019）
- ・金融庁（法人番号6000012010023）
- ・警察庁（法人番号8000012130001）
- ・一般社団法人全国銀行協会（法人番号1010005016782）
- ・一般社団法人結婚・婚活応援プロジェクト（法人番号4010405013484）
- ・一般社団法人日本暗号資産取引業協会（法人番号2010005028315）

国民生活センター公式LINEアカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています。



(参考) CCJにみる、出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとした投資等に関する相談の傾向 (2021年4月1日～12月31日受付分)

契約当事者の性別をみると、男性は103件、女性は67件です。男女ともに30代、40代が占める割合が高くなっています。

図4. 契約当事者の年代・性別 (n=170)

